

児童の手当に関する手続き

A 児童手当の受給者変更・医療証の保護者変更

手続きの説明

児童手当の受給者の方、またはマル乳マル子マル青医療証記載の保護者の方がお亡くなりになった場合は、受給者（保護者）の変更の手続きをしてください。

区外で別居している支給対象児がお亡くなりになった場合は、子育て支援担当（こども医療）までお問い合わせください。

申請書等

- 児童手当 新規認定・額改定請求書 兼 マル乳マル子マル青医療証交付申請書（兼現況届）
- 未支払児童手当請求書

持ち物

- 今後受給者となる方（以下、請求者）の本人確認書類
- 請求者のマイナンバー確認書類
- 請求者名義の普通預金口座の分かるもの
- 児童名義の普通預金口座の分かるもの（未支払の手当がある場合）
- 児童の健康保険情報がわかるもの（児童の加入健康保険の情報が変更になる場合）

受付窓口

- 子育て支援課 3階 23番窓口

期 限

- お亡くなりになった日の翌日から15日以内

〈問い合わせ先〉

子育て支援課子育て支援担当（こども医療） ☎03-5744-1275

B 児童扶養手当等届出書・申請書

手続きの説明

児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成のひとり親の方に対する手当について届出・申請等していただくことが必要となることがあります。

1.今まで児童扶養手当等を受給していた方

- (1) 受給している保護者の方がお亡くなりになった場合
- (2) 受給対象児童がお亡くなりになった場合

※ (1) (2) ともに状況によって手続き内容が異なりますので、お問い合わせください。

2.今まで児童扶養手当等を受給していない方

18歳以下の児童の保護者の方がお亡くなりになった場合、児童扶養手当等ひとり親関係の手当が受給できる場合があります。

受給要件については個別に状況を確認させていただいてからの判断となりますので、お問い合わせください。

申請書等

- 状況によってお届けいただく内容が異なります。お問い合わせください。

持ち物

- 状況によってお持ちいただく書類等が異なります。お問い合わせください。

受付窓口

- 子育て支援課 3階 24番窓口

期 限

- 速やかに

〈問い合わせ先〉

子育て支援課子育て支援担当（児童育成） ☎03-5744-1274

C 特別児童扶養手当届出書

手続きの説明

今まで特別児童扶養手当を受給していた方について届出が必要となります。

- (1) 受給している保護者の方がお亡くなりになった場合
- (2) 受給対象児童がお亡くなりになった場合

※ (1) (2) ともに状況によって手続き内容が異なりますので、お問い合わせください。

申請書等

- 状況によってお届けいただく内容が異なります。お問い合わせください。

持ち物

- 状況によってご提出いただく書類等が異なります。お問い合わせください。

受付窓口

- 子育て支援課 3階 24番窓口

期 限

- 速やかに

〈問い合わせ先〉

子育て支援課子育て支援担当（児童育成） ☎03-5744-1274



このマークがある項目には各自ご記入ください